

アーキビスト認証委員会規則

令和2年6月3日

国立公文書館長決定

(目的)

第1条 この規則は、アーキビスト認証の実施について（令和2年3月24日国立公文書館長決定）に基づき、独立行政法人国立公文書館にアーキビスト認証委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第2条 委員会は、以下の事項を行う。

- (1) 認証アーキビスト審査規則（令和2年6月3日国立公文書館長決定。以下「認証審査規則」という。）第7条に定める認証の審査
 - (2) 認証審査規則第9条に定める認証の取消しの審査
 - (3) 認証審査規則第12条に定める認証更新の審査
 - (4) 認証審査規則第15条に定める異議の申立ての審議
 - (5) 准認証アーキビスト審査規則（令和5年10月5日国立公文書館長決定。以下「准認証審査規則」という。）第7条に定める認定の審査
 - (6) 准認証審査規則第9条に定める認定の取消しの審査
 - (7) 准認証審査規則第10条に定める異議の申立ての審議
- 2 委員会は、前項に定める事項のほか、アーキビスト認証の運営に関する重要事項について、館長からの求めに応じて審議し、又は館長に意見を述べることができる。

(委員会の構成)

第3条 委員は、アーカイブズに関する実務経験及び専門職の育成・指導経験を踏まえた高い識見を有する者の中から館長が委嘱するものとする。

- 2 委員会は、委員7名以内で組織する。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第6条 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。

2 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は自己の利害に関する議事に参与することができない。

4 委員会は、これを公開する。ただし、第2条第1項に定める審査等その他必要が認められる場合、委員長は、議決を経て、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務及びアーキビスト認証に係る事務は、統括公文書専門官が他課の協力を得て行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年6月3日から施行する。

附 則 (令和5年10月5日館長決定)

この規則は、令和5年10月5日から施行する。